

# ドイツ中世農村社会と単身者（einloperluide）（上）

## ——その学説史の整理と問題点——

山 本 健

### [1] はじめに ——課題と方法——

#### (A) 課題について

12～14世紀のヨーロッパ中世を特徴づける中世都市の出現<sup>1)</sup>（図1）。この中世都市は社会経済史的には、周知の如く、中世初期以降の農業生産力の発展（余剰農産物の発生とその売却）に基づく農工分離という、いわゆる社会的分業過程で出現した。また権力論的には、一部のいわゆる母都市（Mutterstadt）を除き、かなりの数の中世都市は、封建領主層の主導に基づく商業＝交易および手工業部門の強制的な一極集中の結果であり、地域社会再編の重要な手段として位置づけられた。このような性格を担わされた中世都市も、しかし、独自で完結した経済生活を営むことは不可能であった。<sup>2)</sup>とくに、都市の繁栄に不可欠な労働力をめぐる問題では、都市は一般にその周辺部の農村住民を吸引する、という形でその解決を図っていた。たとえば、この研究分野に先鞭をつけたA.クニーケの研究『1400年までのヴェストファーレン諸都市への移住』<sup>3)</sup>（1893年）によると、中世都市が積極的に移住民を受入れたのは14世紀前半までで、都市自治が発展する14世紀後半以降には「莊園法に従属したままの不自由な市民（人身的不自由）は都市的自由（市民的自由）に合致しない」という新しい見解を打ち出して、市民権の付与に厳格になった。ただし、都市の移住政策は、不自由民（莊民）をめぐって近隣莊園領主と、また自由人（特別税〈Bede〉納入者）をめぐって領邦君主と対立することになった、と。この移住民の受

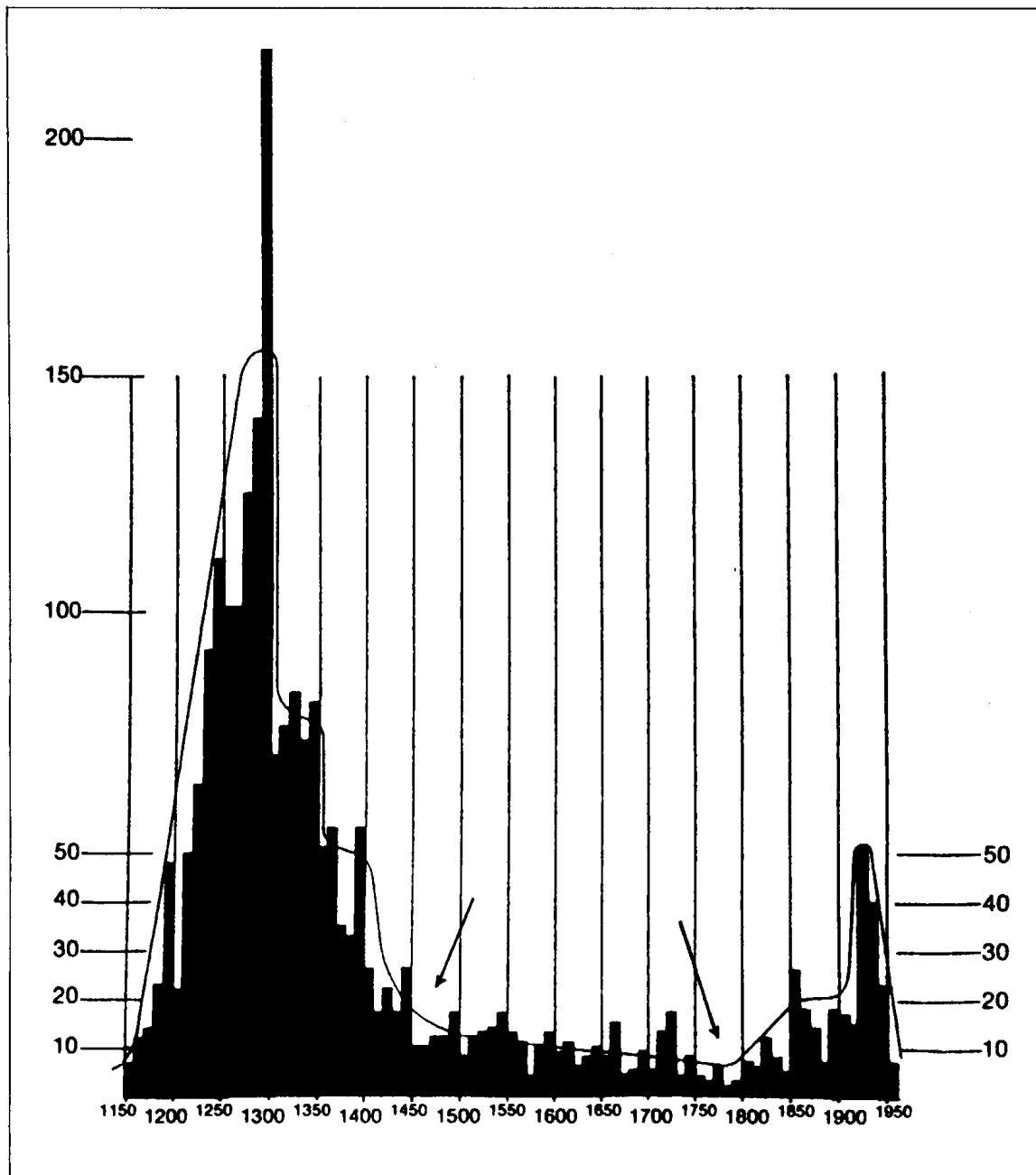


図1 中部ヨーロッパにおける都市成立の諸段階  
(約2000の都市を対象)

注) 横軸は時間、縦軸は都市の数を表す。

## ドイツ中世農村社会と単身者（einloeluide）（上）

受け入れをめぐる中世都市側の論理は、その後、法諺「都市の空気は自由にする」（Stadtluft macht frei）<sup>4)</sup>をめぐる一連の法制史研究によって明らかにされている。

これらの諸研究は、確かに、中世都市の「労働力受け入れ」をめぐる諸問題を様々な視点から言及している。しかし、この「受け入れ」問題は、その性格上、「送り出し」問題と深く係わっており（Pull-Push論理），それゆえに、後者を欠落させた叙述には幾分、不満を感じざるをえない。ただし、都市へ「ヒト」を送り出す農村側の論理ないしその具体的な「送り出し」構造の分析は、これまで、農業史研究の停滞と相まって、依然として不十分のままであるように思われる。そこで、本稿では、おもに14世紀中期頃までのドイツ中世農村社会を対象に、具体的に如何なる住民階層が都市に移住していたのか、またその論理は如何なるものであったのかを解明すべく、その学説史の批判的検討とその問題点の抽出を課題とする。

これらの問題点の解明は、そのまま、都市＝農村間の人口移動<sup>5)</sup>、社会的流動性、ひいては中世の都市と農村、この二つの共同体の「余剰」人口や「他所者」への対応をめぐる諸問題解明への重要な分析視点を提供するものと思われる。

### (B) 方法について

ところで、上記の問題を解く手掛かりは様々あるが、これまでの制度史に代表される長男中心の歴史叙述では、いわゆる次三男の歴史的意義・役割を欠落させており、一面的な叙述でしかない。<sup>6)</sup>また農業経済史の分野に關しても、土地保有農（Behausten）の役割だけの考察では、非土地保有農（Unbehausten）のそれを排除してしまい、結果として農村社会の実際の社会構造を分析したことにはならない。これらの点を考慮するならば、さしあたり、新しい問題意識や斬新な分析視角を提起している家族社会史の成果に手掛かりを求めることができる。たとえば、その一つを挙げれば

18世紀オーストリアの農民世帯の労働力構成を解明したL.K.バーグナー<sup>10)</sup>(1972年)による「ライフサイクル・サーヴァント」の存在である。これは、周知の如く、結婚までの一時期に限定された他家へ住み込む独身の奉公人である。そして、その意味するところは、農民各世帯にとって不足する労働力は同居親族からの補充ではなく、「ライフサイクル・サーヴァント」という外部からの導入によって補われた。また逆に、余剰労働力は「ライフサイクル・サーヴァント」として外部に放出された。それゆえに、この者たちは農村(莊園)社会で労働力総量の「調整弁」的な機能を果たしていた、と言える。また、M.ミッテラウアー<sup>11)</sup>(1991年)は、このような農村「奉公人制度の起源と発展」を次のように整理していた。すなわち、この制度はカロリング時代とその後の莊園制度の、領主直営地とこれに従属する農民保有地との間での非自由民の強制的な労働力循環に起源をもつが、完全な形で発展するのは、賦役型莊園から地代型莊園へ転換する中世盛期であった。この時期莊園内では、従属民の法的身分が均一化に向かい、人格的には自由で移動可能な、しかし経済的には従属する農民身分が中心的存在となる。そして、自由に結ばれる奉公契約に基づく労働力交換システムへと発展した。そして人格的な解放を前提とする近代には、このシステムはもはや暴力(支配力)関係によらず、労働市場の法則によって機能した。

さらに、D.ハーリヒはその著書『中世の世帯』<sup>12)</sup>(1985年)の中で「世帯の二層システム(The two-tiered system of household)」を指摘していた。二層とは富裕階層と貧困階層であり、ヨーロッパ中世の富裕世帯は生産と社会奉仕の点で貧困世帯と深く係わり、両者は有機的な一つの社会システムを形成していた。彼はこれを「世帯の二層システム」と呼んでいる。たとえば、富裕世帯は貧困世帯の若者を労働力として採用する。こうして、貧困世帯の多くの若者は幼年期にエリート社会に接し、その生活の方法を体験した。この体験によって、彼等は階級的敵対心を和らげ、より融

## ドイツ中世農村社会と単身者（einloeluide）（上）

和した共同体を形成した。もちろん、彼らは成人になると、より小規模で貧困な世帯に戻っていった。

このように、家族社会史の特徴は、社会の最小単位である個人・家族・世帯の各「サイクル（周期）」——生涯周期・家族周期・世帯周期——を考慮して、それぞれの時期での長男や土地保有権者以外の人びとを歴史の表舞台に引き上げ、その役割や意義を明らかにしたことがある。

ところで、問題はこのような「ライフサイクル・サーヴァント」が13/14世紀までの史料に具体的にどのような形で現れていたのか、である。この点に関して、私たちは12世紀ヴェルデン（Werden）修道院の従属民の移住先を確認したA. フェンベルク<sup>13)</sup>（1961年）の研究成果を参考にできる（図2）。

彼の研究成果に従えば、この移住民は、史料用語でeinloeluideと呼ばれる保護従属民（Schutzhörige）の一形態であった。つまり、彼らは土地縛縛を強いられず、ただ修道院と純粹に人身的な保護＝被保護関係に置かれた住民（体僕）であった。それゆえに、彼らは所属の荘園を離れ、遠隔地の都市にまで移動して就業することも可能であった。彼らの都市内での就業形態は、おそらく、奉公人<sup>14)</sup>（ゲジンデ・マークト〈Gesinde·Magd〉）や従弟・職人などであった。また、彼らは近隣の農村にも移住しており、おそらく、結婚で農地を獲得したり、あるいは近くの共有地に小屋（Kotten）を設置したりして農耕に従事していたと思われる。

彼の説では、確かに、農村社会が如何なる論理のもとに彼らを位置づけ、また移動を認めていたのかが不明である。しかし、彼がこのeinloeluide [単身者]に着目して、12世紀に都市＝農村間の「ヒト」の移動を確認した点はかれの功績である。事実、私たちも北西ドイツ・ヴェストファーレン地域に限定されるものの、このeinloeluideおよびその同義語を中世から近代にかけて確認することができる。そこで、上記の家族社会学およびフェンベルクの研究成果に学びながら、冒頭に記した課題に対

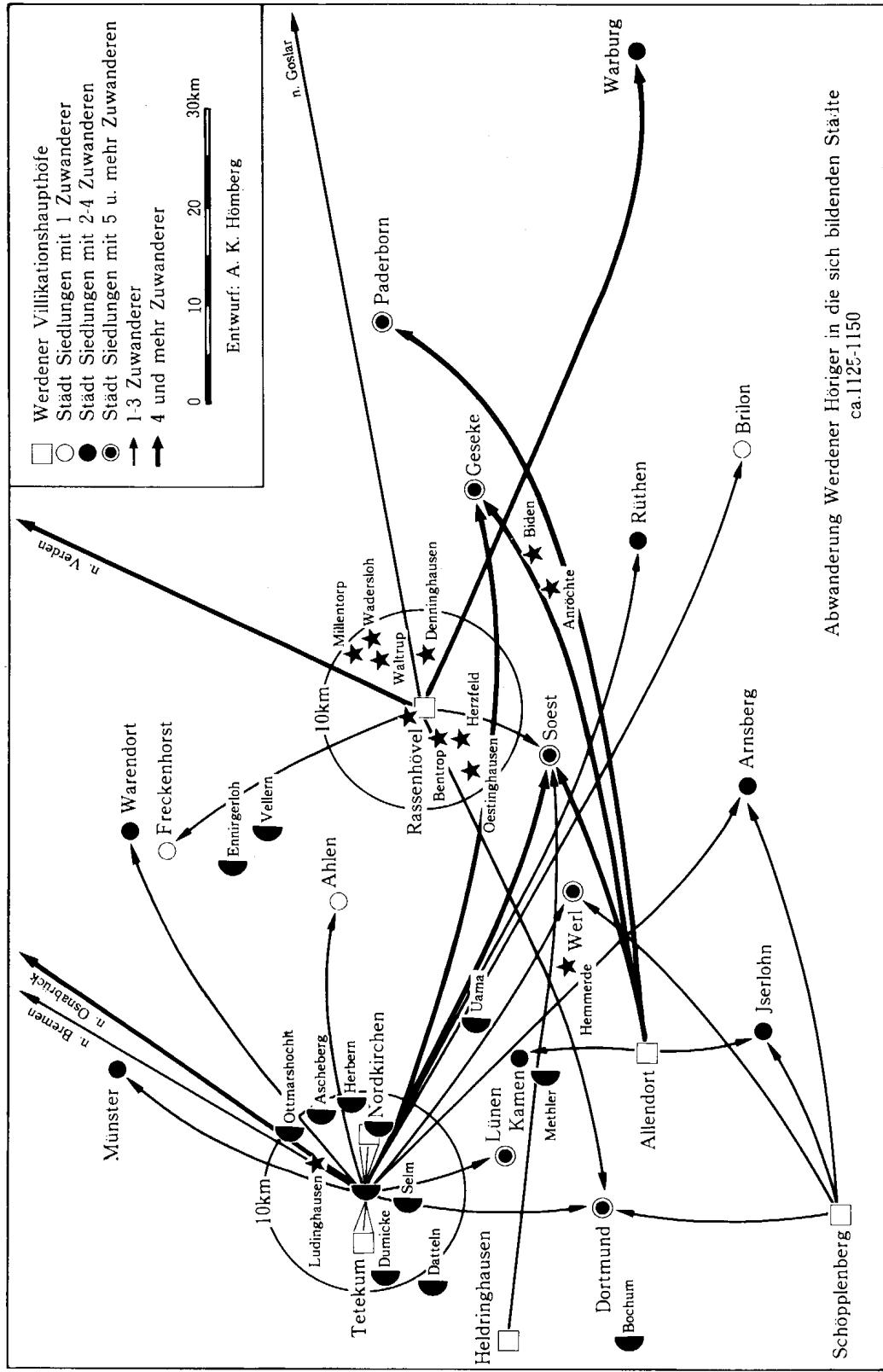


図2 Werden修道院のeinlopuideの分布状況

注) A. フェンベルクの地図に筆者が加筆したものである。

## ドイツ中世農村社会と単身者（einloeluide）（上）

する手掛かりをこのeinloeluide(単身者)に求め、これまでのeinloeluide研究史の批判的検討を通して、今後の問題解明の際に留意すべき点を具体的に提示してみたい。

### [2] einloeluideをめぐる学説史の批判的検討

#### (1) 19世紀の諸研究

このeinloeluide(以下、einlopeと略記)の存在は、すでに19世紀の古典学説期から確認されていた。まず、einlopeの語意であるが、たとえば、N.キンドリンガーは『ドイツ従属制の歴史』<sup>15)</sup>（1819年）の中で、einlopeとは「父親の家の外で生活している、それゆえにlosjungenなどとも呼ばれたいた単身者（Ledigen）であった。彼らはたとえ結婚したとしても、彼らが土地を保有しない限り、その名称は依然として付けられ続けた」と述べていた。また、G.L.v.マウラー<sup>16)</sup>（1862—63年）も、彼らは莊園の保有地を所持していない、それゆえに、完全な権利を享受できない莊民である、と述べていた。また、『中世低地ドイツ語辞典』<sup>17)</sup>（1875年）では、einlopeとは「singulares, einläufige, einlüke, losjungere・・・などという多様な名称で呼ばれ、結婚して定住しているフーフェ保有農と対置される独身の従属民である」と明記されていた。また、K.ランプレヒト<sup>18)</sup>（1885—86年）は、「人口増加による莊園制度の解体と農村プロレタリアート形成」という一節の中で、人口学的視点から次のように述べていた。すなわち、早くから莊園制度内に prebendarii や haistldi という名称で、また後には proprii などと呼ばれる一群の非土地保有者が存在していた。彼らは完全な権利を有する Gehofer(フーフェ保有農)の次・三男たちで、領主に直属する Eigenhörige Leute であった。彼らの存在形態は二種類に大別できる。まず①莊園内や領主館に留まった場合は、彼らは牛飼いや下人として不定量奉仕に服した。また②その奉仕義務を買い戻して莊園を出ていく場合でも、彼らには人頭税や結婚税などの支払い義務は残され、莊園との関係は

完全には解消されなかった。莊園領主は農村部での増加する人口に対応できず、フーフェ制度の解体と人口吸収源の開発（東部植民地や都市への流入）に努めた。しかし、13世紀以降、土地分割は飽和点に達し、生活が不安定になった多くの農民（かっての Hofhörige や Eigenhörige や Leibeigen など）が農村プロレタリアートの母体形成に寄与した。

以上のように、einlope は地域によって多様な名称で呼ばれ、その出自もフーフェ保有農の次・三男に求められる。したがって、農地（Hof）を保有できない彼らは、莊園内で完全な権利を享受できず、それゆえにフーフェ保有農と対置される独身の従属民であった。そのため、彼らは日雇い、奉公人、行商人、商人など自分の才覚を基礎に生計を立てざるを得なかつた。また、中世後期をも射程に入れるならば、彼らが後代の Leibeigen 形成に大きな役割を果たしており、彼らはいわばその前史的な形態であった。

確かに、上記の古典学説は、土地保有従属民（Hohörige）と共に、中世農村社会の従属民を構成した保護従属民（Schutzhörige）の存在形態を明らかにしており、当時の農村社会での「余剰」労働力を正しく位置づけていた。しかし、古典学説では中世中期までを自然経済の時期と捉えていたため、当該社会の労働力のうち einlope など「余剰」人口の賃労働（給金労働 = Lohnarbeit）という側面を見落していた。この点を批判したのが、20世紀前半に活躍したドープシュ学派であった。

## (2) 20世紀前半の諸研究

まず、古典学説に批判の矛先を向けたのが A. ドープシュ であった。彼はその著書『ドイツ皇帝時代の支配と農民』<sup>19)</sup>（1939年）の中で、中世中期の莊園制度の構造転換を次のように批判した。すなわち、古典学説が説くような直営地経営（自家経営）の廃止は行われず、その合理化（die Rationlisierung der Eigenbauwirtschaft）が行われたにすぎない。つまり、

## ドイツ中世農村社会と単身者 (einloeluide) (上)

莊園領主は賦役労働が粗雑に実施される場合、また収穫量が少なく、僅かな労働力で済む場合、農民たちに貨幣地代を要求し、その貨幣で賃労働者を雇用して効率的に自らの経営に努めた。そのため、領主は地代の二者択一的な選択権（賦役労働か貨幣地代）を初めから留保していた。領主が採用する賃労働者の供給源はフーフェ農民の次・三男たちであった。さらに、その具体的な史料用語として、10～13世紀に現れる *operari i*<sup>20)</sup> が挙げられ、この者たちを上記の賃労働者とみなした。また13世紀のオーストリアにはすでに賃労働者の斡旋所も存在しており<sup>21)</sup>、このような賃労働者が広く存在していたことを力説していた。

次に、当時、すでに「自由な賃労働」の存在を指摘したH.フィルンベルク（1935年）は、その「自由」の意味を「自分の判断で雇主を選択すること」と捉え、人身的自由が必ずしも前提ではない点を強調した。<sup>22)</sup>また、農民も領主への賦役（奉仕）提供後の残りの時間を自由に使えたのであり、それゆえに自分の労働力を賃貸（売却）しうる可能性が残されていた。また、*eylefftge lude, enlopeden, losjungere*などを含む小土地保有者や無保有者は、莊園領域の内外で奉公人(Gesinde/Magd)や日雇い(Tagelohner)<sup>23)</sup>として生活の糧を獲得していた。<sup>23)</sup>奉公人は雇主の「家」(=家共同体)に加わり、それゆえに労働契約の他に、家法=家長権にも服従する義務を負った。これに対して、日雇いは雇主の家に居住せず、独立した世帯を構える。彼らは特定の季節に需要が集中する季節農業労働に従事する傾向にある。領主は、このような日雇いを用いて効率的に莊園を経営すべく、フーフェ保有農の賦役労働に代わって、彼らにその雇用費用〔貨幣地代〕を課して<sup>24)</sup>いた。

以上のように、ドープシュ学派によって、莊園内での賃労働者の出自、その2種類の存在形態とその性格づけなどが明らかにされた。しかし、このような賃労働者の莊園（農村）領域外への移動（移住）をめぐる領主側およびフーフェ保有農民（農民共同体）側の対応とその論理が幾分不明な

ように思われる。すなわち、彼らの都市や近隣莊園への移住をめぐる「送り出す側（農村共同体や莊園領主）」の論理の解明が、20世紀後半の、「受け入れ側」の都市史研究の興隆をまって、具体的に開始される。

### (3) 20世紀後半の諸研究

中世都市の形成と莊園構造の変化を、領主主導の一つの連動した社会改革現象と捉えたのは、1960年に、著書『ヴァイヒビルト』を著したK. クレッシャー<sup>25)</sup>であった。この現象は、収益の落ちた直営地を領主が小さな区画地に分割し、それを商工業者などに世襲借地権で貸与して商工業的性格を備えさせ、自由な法領域としてのヴァイヒビルト集落〔都市〕に転換させた結果である。領主層は「特權」付与を条件に商工業者などを周辺農村部から積極的に移動させた。ただし、この移住民に対する詳細な言及は欠落していた。

これに対して、西北ドイツの農村社会を研究対象にしたA. フェンベルク<sup>26)</sup>（1968年）は、移住の原因を農村社会に、すなわち、1100年頃からの農村人口の増加に伴う、土地不足現象の顕在化に求めた。すなわち、12世紀頃まではフーフェ非相続人も共有地利用が許され、細々と生活を営むことができた。しかし、12世紀以降の人口増加に対応して、フーフェ保有農たちが共有地利用に関して厳格に規定したマルク共同体（Markgenossenschaft）を発足させ、その結果フーフェ非相続人は共有地利用から排除され、僅かな土地での生活に満足するか、都市や土地がまだ十分にある地方へ移住するか、という選択を強いられた。つまり、フーフェ非相続人に移住を促した原因が莊園共同体構成員（フーフェ保有農）の生活防衛のための共有地利用の独占（フーフェ非相続者の排除）であったことを指摘していた。

次に、莊園領主の移住に対する対応（論理）であるが、イルジーグラーの研究<sup>27)</sup>（1978年）によると、莊園領主は非土地保有者の移住に対して相異

## ドイツ中世農村社会と単身者（einloeluide）（上）

なる二つの方法で対応していた。まず①領主が農民の移住を支持するのは、その移住によって荘園に残る住民の生計・食料にゆとりが生じる場合である。これに対して②領主が移住を批判ないし阻止しようとするのは、領主の収入、荘園財産に不可欠な住民が移住し、領主に多大な損失をもたらす場合である<sup>28)</sup>、と。また、K.スピース（1983年）によると、人口増加期にあたる12～14世紀に、農村社会の「過剰」人口とみなされた、土地に緊縛されない保護従属民（homines proprii=Eigenleute）は、領主にとって主に貢納源（Abgabenquellen）として位置づけられ、彼らは領主に貢納義務を履行するかぎり、都市などへの移動は認められた。しかし、14世紀（ペストや農業危機）以降の人口減少期になると、彼らは再び労働力源として位置づけられ、そのために農民の移動禁止の徹底化が図られた。

以上から分ることは、都市移住民を送り出す荘園（農村部）が領主にとって、まず貢納源なのか、それとも労働力源なのか、すなわち、貢納型荘園なのか賦役労働型荘園なのかという荘園の「位置づけ」を確認し、かつ、送り出される住民が荘園内でどのような位置に置かれていたのか、を確認する必要がある。そして、この最後の点に関しては、L.シェッテの論文「Enoppeludeとその類似語——中世ヴェストファーレンにおける社会的周縁集団に関する名称」（1990年）が参考になる。

彼によると、フーフェ（Hufe）保有農の次・三男（enlope）は、中世都市が成立する以前、また古典荘園制度が解体する以前、そして東部植民が開始される以前には、終身の下人になる以外に生きる術がなかった。<sup>30)</sup>それゆえに、enlopeは9～12/13世紀までの経済分野において、mancipia/servi[奴隸的非自由人]と現象的に類似した存在と認識された。しかし、両者の本質的な相違点は、<sup>31)</sup> enlopeがあくまでも「家持ち農民身分者（Hausgesessenen Bauernstand）」に由来するフーフェ相続無資格者（Unbeerbten）であり、彼らはフーフェの取得によってenlopeの状態を脱却して、家持ちフーフェ農民（mansionarii）から成る共同体や、さらには荘園の枠を

越えた地域共同体への加入さえもが可能であった。これに対して、mancipia/serviは基本的に土地無所有の奴隸身分者（besitzlosen servi）に由来する「家（世帯）無所有者（Unbehausten）」であり、12/13世紀の変革期に、都市、開墾地そして東部植民地に新たな生存基盤を獲得して徐々に消滅していった。

したがって、einlopeはフーフェ（Hufe）を保有できない、それゆえに、完全な権利を持つ家持ち農民ではないという意味で、冒頭で述べた「ライフサイクル・サーヴァント」である可能性が大きい。ただし、シュッテの論文では、enlopeなど莊園内での「周縁集団」に対して、「家持ちフーフェ保有農」から成る莊園共同体がいかなる論理で対応していたのか不明である。この点については、上記のL.バーカーの見解が参考になろう。

以上のようにeinlopuideをめぐる研究史を概観してみると、冒頭の課題を解明する際に留意すべき点として、次のようなことを指摘することができよう。すなわち、まず、12~14世紀の農村社会で人口圧力で生じたフーフェ相続無資格者（einlopuide）と莊園領主の関係は、莊園構造の「質」（貢納型莊園なのか賦役労働型莊園）に規定されていたのではないのか。だとすれば、この時期に出現する中世都市が、莊園領主にどのような影響を与える、これに対して、莊園領主がどのような莊園経営で対処しようとしていたのか、この点の究明が必要であろう（留意点1）。次に、莊園内での「余剰」労働力の存在形態を、莊園共同体の関係（論理）で捉え直すことは、莊園の正式構成員であるフーフェ保有農の性格が明らかになり、さらに保有農とeinlopeとの共同体内部での構造的な関係が明らかになるであろう。それゆえに、莊園共同体での諸住民の権利=義務関係の究明が必要となる（留意点2）。

注 1) Gerteis, K., *Die deutschen Städte in der frühen Neuzeit – Zur Vorgeschichte der bürgerlichen Welt –*, Darmstadt 1986, S.5-12. 彼は、ドイツ初期近代都市史研究が遅れた理由として、19世紀の近代国家の成立に

## ドイツ中世農村社会と単身者 (einloeluide) (上)

- 歴史研究を集中する必要性があった「現実」を挙げている (S.2)。また, Abel, W., *Geschichte der deutschen Landwirtschaft vom frühen Mittelalter bis zum 19. Jahrhundert*, 2 Aufl. Stuttgart 1967, s.51-56.
- 2) F. レーリヒ著, 魚住昌良・小倉欣一共訳『中世ヨーロッパ都市と市民文化』(創文社, 1978年) 96~97頁。
- 3) Knieke, A., *Die Einwanderung in den westfälischen Städten bis 1400*. Münster 1893.
- 4) さしあたり, 林毅「『都市の空気は自由にする』“Stadtluft macht frei” の原則について」(『法と政治の現代的課題』大阪大学法学部, 1982年) を, さらに, Gellinek, Ch. H-G., *Stadtluft macht frei? および, Haase, Richard, Anmerkungen zum Satz (Stadt-)Luft macht frei*, in: *ZRG, GA*. Bd. 106, 1989. S.306-319. を, また, ヴェストファーレン地方に関しては, Henn, V., *Stadtluft macht frei?*, in: G. Köhn (Hrsg. v.), *Soest Stadt-Territorium-Reich*, Soest 1981, S.181-213. さらに, Deistelkamp, B., *Freiheit der Bürger – Freiheit der Stadt*, in: *Vorträge und Forschungen*, Bd.39, 1991, S.485-510などを参照。
- 5) 拙稿「中世都市形成期における北西ドイツ農村社会の変質と都市移住民」(『社会経済史学』第52巻6号, 1987年)
- 6) 椎名重明「近代イギリスの家族と世帯」(『家族史研究』第5集, 大月書店, 1982年) 55頁
- 7) Rösener, W., *Bauer im Mittelalter*, München 1985: Ders., *Grundherrschaft im Wandel*, Göttingen 1991; Ders., *Agrarwirtschaft, Agraverfassung und Ländliche Gesellschaft im Mittelalter*, Enzyklopädie deutscher Geschichte Bd.13, Oldenbourg 1992; Ders., *Grundherrschaft und Bauertum in hochmittelalterlichen Westfalen*, in: *Westfälische Zeitschrift*, Bd. 139, 1989. S.9-41. この論文で, 彼はeinlopeについて言及しているが (S.29), その主張は後述するフェンベルクのそれに基づくものである。そして同著, 藤田幸一郎訳『農民のヨーロッパ』(平凡社, 1995年)などを参照。なお, 肥前栄一「北西ドイツ農村定住史の特質——農民屋敷地に焦点をあてて——」(『経済学論集』57巻4号, 1992年) は北西ドイツの農民諸階層の歴史的形成について論じたものとして高く評価できる。
- 8) 農村社会を分析する際のすぐれた方法論を提示している論文として, Hanke, G., *Zur Sozialstruktur der ländliche Siedlungen Altbayerns im 17. und 18 Jahrhundert* in: K. Bosl (hrsg.), *Gesellschaft und Herrschaft*, München 1969, S.219-269を指摘しておく。
- 9) 例えは, P. ラスレット著, 酒田利夫・奥田伸子訳『ヨーロッパの伝統的家族と世帯』(リブロポート, 1992年), Mitterauer, M., *Grundtypen*

*alteeuropäischer Sozialformen. Haus und Gemeinde in vorindustriellen Gesellschaften.* Stuttgart 1979. M. ミッテラウアー／R ジーダー著，若尾祐二／若尾典子訳『ヨーロッパ家族社会史』（名古屋大学出版会，1993年）およびM. ミッテラウアー著，若尾祐二，服部良久他訳『歴史人類学の家族研究』（新曜社，1994年）および，大黒俊二「ヨーロッパ家族史へのふたつのアプローチ——イタリアからの視点——」（前川和也編『家族・世帯・家門——工業化以前の世界から——』ミネルヴァ書房，1993年）14～41頁。さらにM. ミッテラウアー著，相沢隆訳「後期中世と前期近代の都市の社会における家族と労働組織」（『比較都市史研究』第10巻2号，1991年）13～23頁などを参照。

- 10) Berkner, L.K., *The Stem Family and the Developmental Cycle of the Peasant Household*. in: *American Historical Review*, vol.77, 1972, pp.398-418.
- 11) M. ミッテラウアー，服部良久訳「補論 ヨーロッパ家族史の特色——奉公人制度に重点をおいて」（前掲『歴史人類学の家族研究』347～373頁）
- 12) Herlihy, D., *Medieval Household* (Harvard UP.), 1985, pp.155-158.
- 13) Hömberg, A.K., *Zur Erforschung des westfälischen Städtewesens im Hochmittelalter*, in: *Westfälische Forschungen*. Bd. 14, 1961.
- 14) 若尾祐二『ドイツ奉公人の社会史』（ミネルヴァ書房，1986年）および拙稿「中世都市ゲジンデの諸相」（川口博編『伝統と近代——西洋近代史の再検討』彩流社，1988年）および拙稿「南ドイツ中世都市における商家と奉公人」（『国際教養学論集（千葉敬愛短大紀要）』，創刊号，1991年），91～140頁。
- 15) Kindlinger, N., *Geschichte der deutschen Hörigkeit*, Darmstadt 1968(1819), S.47～48.
- 16) Mauerer, G.L.v., *Geschichte der Fronhöfe, der Bauernhöfe und der Hofverfassung in Deutschland*. Bd. 4., München 1961(1865～63).
- 17) Schiller, K. (Hrsg.), *Mittelnieder deutsches Wörterbuch*. Bd. 1, Oldenburg 1877, S.643～644.
- 18) Lamprecht, K., *Deutsches Wirtschaftslebens*. Bd. 1, Leibzig 1885～86, S.1223ff.
- 19) Dopsch, A., *Herrschaft und Bauer in der deutschen Kaiserzeit*, Jena 1939, S.129.
- 20) *ibid.*, S.125～128.
- 21) *ibid.*, S.121.
- 22) Hon-Firnberg, H., *Lohnarbeiter und freie Lohnarbeit im Mittelalter und zu Beginn der Neuzeit*, Baden-Wien 1935, S.6～7.
- 23) *ibid.*, S.7～11.

ドイツ中世農村社会と単身者（enlopuide）（上）

- 24) *ibid.*, S.59.
- 25) Kroeschell, K., *Weichbild. Untersuchungen zur Struktur und Entstehung der mittelalterlichen Stadtgemeinde in Westfalen*, Köln 1960.服部良久「ドイツ中世都市研究の現状と課題」（『歴史評論』323号，1977年）を参照。
- 26) Hömberg, A., *Wirtschaftsgeschichte Westfalens*, Münster 1968, S.51～52.
- 27) Irsigler, F., Urbanisierung und sozialer Wandel in Nordwesteuropa im 11. bis 14. Jahrhundert, in: G. Dilcher(Hrsg.) *Sozialwissenschaften im Studium des Rechts*, 4. Rechtsgeschichte, 1978, S.114～115.
- 28) Spiess, K., Zur Landflucht im Mittelalter, in: H. Patze(Hrsg.) *Die Grundherrschaft in späten Mittelalter*, Bd. 1./ Vorträge u. Vorschungen, Bd. 27, 1983, S.169～171.
- 29) Schütte, L., Enlopuide und Verwandte. Bezeichnungen für eine soziale Randgruppe in Westfalen im Mittelalter, in: *Vierteljahrsschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, Bd. 77, Heft 1, 1990.
- 30) *ibid.*, S.30.
- 31) *ibid.*, S.61～63.